

知っておきたい最新著作権判決例 4

平成 28 年度著作権委員会第 3 部会 富井 美希

要 約

平成 28 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決等（平成 27 年 12 月～平成 28 年 11 月）の中から第 4 の判決を紹介する。

教材用イラスト事件

教材用イラストの一部変更使用について非侵害とし、改訂版教科書への再使用については一部侵害を認めた事例

富井 美希

東京地判平 26・6・23 平 26 (ワ) 14093
(裁判所 HP)

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告：イラストレーター A

被告ら：青葉出版株式会社、青葉図書株式会社

(2) 結論

一部認容、一部棄却

(3) 関係条文

著 2 条 1 項 1 号／著 2 条 1 項 15 号／著 19 条／著 20 条／著 21 条／著 112 条 1 項／著 112 条 2 項／民 709 条

(4) キーワード

美術の著作物、複製権、同一性保持権侵害、再使用

(5) 概要

本件は、イラストレーターである原告が、被告らに対し、原告が被告らの依頼により各イラスト類（以

下、これらを「本件イラスト類」と総称する。）を作成し、被告らに提供したことに関して、①被告らによる各書籍（以下「本件書籍」と総称する。）及び各文書（以下「本件文書」と総称する。）への本件イラスト類の使用が原告の許諾の範囲を超えるものであり、原告の著作権（複製権及び翻案権）の侵害に当たるとして、著作権法に基づく本件イラスト類の複製等の差止め並びに本件書籍及び本件文書の複製等の差止め及び廃棄と、損害賠償金の連帯支払、②本件書籍及び本件文書の一部において本件イラスト類を改変し、原告の氏名を表示しなかったことが原告の著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害に当たるとして、慰謝料の連帯支払並びに謝罪広告の掲載、③原告のイラストが掲載されていない教材に原告の氏名を表示したことが氏名権侵害の不法行為に当たるとして、慰謝料の連帯支払、④上記①～③に係る弁護士費用の連帯支払を求めるとともに、原告が被告らの依頼により修正した本件イラスト類の修正料及び使用料の連帯支払、原告が被告らの依頼により中途まで作成した未完成のイラスト類の製作料（予備的に契約解除による損害賠償金）の連帯支払を求めた事案である。

2. 争点

本件では複数の争点があるものの、争いの対象となる著作物が、複数の発行会社から出版されて 4 年ごとに改訂される教科書に準拠する教材に用いられるイラストであるという特殊性から、以下の争点について示された判断が特に注目される。

争点 1：本件文書における本件イラスト類の複製又は翻案の有無、

争点 2：本件イラスト類の使用についての原告の許諾

の範囲、

争点 3：同一性保持権侵害の成否、

争点 4：原告の損害額の計算根拠。

3. 判旨

(1) 争点 1 について

本件文書に用いられた本件イラスト類は美術の著作物に当たると解されるところ、これにつき複製又は翻案を認めるためには、原告の創作した表現上の特徴部分が本件文書において再現され、又はこれを直接感得できることを要する。そして、これらイラスト類に描かれた対象物が実在の道具や古墳、広く知られた遺跡や周知の地形であることに照らせば、その表現上の特徴部分は、主に全体の構図及び描かれた対象物の細部やその陰影・着色等に認め得るにとどまると解される。ところが、本件文書ではこれらイラスト類が縮小されるなどしており、細部の陰影等の表現は感得できず、全体の構図は見て取れず、また、対象物の色等も異なる。そうすると、本件文書において本件イラスト類が複製又は翻案されているということはできないと判断するのが相当である。

(2) 争点 2 について

原告と被告らは、イラスト納品の取引を開始する前の面談において、原告が作成するイラスト類の使用条件につき協議し、一部合意に達している。すなわち、作成を依頼された教材については、準拠する教科書が改訂されるまで翌年度以降も追加の使用料の支払なしに被告らとそのイラスト類を使用することを許諾したものとみることができる。したがって、原告が複製権侵害を主張する本件イラスト類の使用のうち当初依頼された教材につき教科書の改訂がされるまでの期間に係る部分については、原告の許諾があるものとして、複製権侵害は成立しないと解するのが相当である。

他方、教科書が改訂されて以後については許諾があるとは認められないから、当初作成を依頼された教材のいずれについても複製権侵害が成立する。また、当初作成を依頼された教材以外の教材への改訂以前の使用も、被告らが原告に知らせることなく使用料の支払もしなかったのであるから、原告の許諾があるとはいえず、複製権侵害と評価すべきものである。

(3) 争点 3 について

本件イラスト類の一部について、被告らにより、サイズの縮小、色の変更、トリミングが行われたことを

もって、原告は、同一性保持権侵害を主張する。

これらのイラスト類は、小学校の社会科の授業で用いる教材のためにさまざまな道具や風景、古墳や遺跡を描いたものであり、独立して観賞の対象とされるのではなく、他の多数のイラストや図表等と共に教材に掲載されること、カットされたのはイラストの一部であってサイズ変更及び一部カットの後も描かれた対象が認識できること、カラーからモノクロ又は 2 色刷りに変更されたのは社会科作業帳などごく一部であること、が認められる。

上記事実関係によれば、本件イラスト類の作成に当たっては、学習対象への児童の関心を引いて理解を深めるという教材の目的や、教材の限りある紙面に多数のイラスト等を掲載するという利用態様に照らし、掲載箇所の紙幅等を考慮してサイズや色を変更したり、一部をカットしたりすることが当然に想定されていたとみることができる。そうすると、本件イラスト類の一部につき上記のようにサイズを変更するなどした被告らの行為は、同一性保持権の侵害に当たらないと判断するのが相当である。

一方、原告が同一性保持権侵害を主張する別のイラスト類については、A4 判の理科学習ノートの口絵部分に見開き（ほぼ A3 判の大きさ）で掲載するものとして、原告が被告らの依頼により作成したこと、動植物の四季の変化の様子を 1 枚に描いたものであり、シールを貼るための円形の枠が十数か所設けられていることが認められるところ、被告らは、これを A1 判相当に拡大した上、上記の枠に替えて別の画像をイラスト中に埋め込んで、授業で使用できる掲示用資料（ポスター）を作成したというのである。

上記事実関係に照らすと、これらのサイズ及び画像の変更は、学習用教材であることを考慮しても、その内容及び程度に照らし原告の意に反する改変というほかない。したがって、本件イラスト類の一部については同一性保持権侵害が成立すると判断すべきものである。

(4) 争点 3 について

原告の許諾のない使用に関しては、教材の種類ごとに侵害回数を計上すべきであるという原告の主張を認める。また、侵害の期間については年度ごとではなく教科書の改訂ごとに 1 回、準拠する教科書の発行会社が異なっても同一書名及び同一学年であれば 1 回、と数えるのが相当である。

テストに関しては、当初からテストに使用することで作成依頼がされたものは使用対象が科目及び学年によって特定されているので、その科目及び学年に関する限り、準拠する教科書の発行会社や学期及び回数等にかかわらず許諾の対象とみることができる一方、別の教材のために作成されたものがテストに用いられた場合は、被告らが認める通り、版を異にするごとに侵害が成立するとして複数回と扱う。

損害賠償額の算出は、各イラスト類の1回当たりの使用料相当額に拠るところ、原告の主張を認め、原告が被告らに宛てた請求書に記載した各イラスト類の使用料に加え、別途請求した「その他修正代」を按分して加えた額として、1件ごとに算出する。

4. 解説

(1) 著作物の複製について

本判決のうち、争点1については、複製権又は翻案権侵害の成立のためには「原告の創作した表現上の特徴部分が本件文書において再現され、又はこれを直接感得できることを要する」と規範を定立し、本件イラスト類の描く対象物が実在のものであったり周知のものであったりすることを根拠に、表現上の特徴部分が細部の描写や着色などにあると認定した上で、個々のイラストの本件文書における縮小率（概ね面積比で50%から数%）を検討し、一部が文字で覆われるといった掲載態様も勘案して、原告イラストの特徴的表現が直接感得できないとして複製権又は翻案権侵害を否定している。

かかる判断は、いわゆる「雪月花事件（東京高裁平成14年2月18日判決）」の判決、すなわち、「本件各作品の現物のおおむね50分の1程度の大きさに縮小されていると推察されるものであって、「雪月花」、「吉祥」、「遊」の各文字は、縦が約5～8mm、横が約3～5mm程度の大きさで再現されているにすぎず、字体、書体や全体の構成は明確に認識することができるものの、墨の濃淡と潤濁等の表現形式までが再現されていると断定することは困難である」ことを理由に、「限定された範囲での再現しかされていない本件各カタログ中の本件各作品部分を一般人が通常の注意力をもって見た場合に、これを通じて、本件各作品が本来有していると考えられる…美的要素を直接感得することは困難であるといわざるを得ない」との判示を想起させるものである。

「雪月花事件」が写真の映り込みに関する事例であったことから事案を異にするというものの、著作物を極端に縮小した場合の「表現上の特徴」の捉え方を示唆する判決としては参考になると考えられ、その意味では本判決は極めて正論ともいえる。

一方で、細部の目視ができないほど極端に縮小されたことで侵害を免れるのであれば、侵害と非侵害との境界となる縮小率は極めて曖昧かつ主観的なものとならざるを得ず、釈然としない。

縮小コピーされた美術の著作物の複製権侵害の成否について判断した裁判例としては、いわゆる「鑑定証書カラーコピー事件」（知財高裁平成22年10月13日判決）がある。これは、鑑定会社が有名画家の絵画の著作物の鑑定証書添付用としてこの絵画の縮小カラーコピーを添付した行為について複製権侵害が成立すると判断した第一審の判決を覆し、知財高裁において、「著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものとすることができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるということができ」と判断されて、「本件各絵画の複製に当たるとしても、著作権法32条1項の規定する引用として許されるものであった」と結論付けられた事例である。

ここで本件文書（チラシ）は、本件書籍（テスト類）の宣伝物として制作され、その内容の見本として本件イラスト類を縮小して掲載したものであると理解されることから、縮小されたことにより元のイラストの表現上の特徴を感得できるものでなくなったとしても、元のイラストの再利用、すなわち縮小コピーの一種であったことには変わりないと思われる。そうであれば、本件は、「美的要素を直接感得すること」が困難であるか否かというよりも、そのような宣伝物用の縮小コピーないし改変が公正な慣行に合致したものと許される範囲か否かによって、侵害の成否が判断されるべき余地があったのではないかと考えられる。

すなわち、上記知財高裁平成22年10月13日判決に示されるように、著作権法の趣旨に照らし、「引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない」ところ、本件においては、そもそも原告は、被告らとの取引において、教材としての

利用に資するべく本件イラスト類を提供してその対価を得ているのであって、被告らがその教材の宣伝用チラシに本件イラスト類を利用したことにより原告の権利が害されるというものではなく、むしろその教材が宣伝によって広く一般に普及することは、被告らのみならず原告の評価をも高める一助となると考えられる。また、本本文書（チラシ）が商品として流通するものでもないことは明らかであり、これによって原告が経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難いのであって、以上を総合考慮すれば、被告らが本件イラスト類を縮小して本件書籍の宣伝物に掲載したことは、著作物の引用の目的として正当な範囲内のものであるという判断もあり得たのではないか。

ただし、著作権上の「引用」は、主として別異の著作物等における、第三者による他人の著作物の利用を意味するところ、本本文書は問題となる著作物そのものを含む書籍の宣伝物であることから、著作者たる原告の同意さえ得ていれば、公正な引用というよりむしろ、原告の著作物の宣伝に他ならないのであって、通常は複製の問題とはならないとも考えられる。そうであれば、本本文書における原告イラストの縮小コピーは、原告が被告らに納品する際に黙示の許諾を与えたとの解釈も成り立つのではないだろうか。このように考えれば、縮小の度合いや、一部が文字で覆われているといった利用態様にかかわらず、複製権侵害は否定されるのであって、侵害と非侵害との境界を縮小率に求めるといった事態は避けられることとなる。

(2) 同一性保持権侵害について

争点3について、一部のイラストのサイズ変更、一部カット、色彩の変更が侵害と認められなかったことは、「スウィートホーム事件」（東京地裁平成7年7月31日判決）における、テレビ放映のための映画のトリミングが「著作物の性質並びに利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる」とされた判断と同様に考えられ、妥当な判断といえよう。

一方で、上記(1)の縮小行為とは逆に、ポスター制作のために原告イラストを面積比で約4倍（A3からA1）に拡大した行為については、拡大のみであればやむを得ない変更と認められた可能性もあろうが、シー

ルを貼るために原告が設けた枠に被告らにおいて別の画像をはめ込んだという点において、明らかに原告の意に反する変更であるから、侵害が認められてしかるべきであると考えられる。

(3) 損害賠償額について

損害賠償は実損の補填であるという原則に則り、許諾なく使用されたイラスト類について得べかりし使用料を算出したものであって、教材の譲渡の額や数量に拘わらず、原告が被告らに請求した使用料に基づいて算出したのは妥当であろう。

また、侵害の回数や期間について、一般の書籍と異なり教科書に準拠する教材であるから、許諾の有無によって、教科書の改訂ごと、教材の種類ごと、版ごとに分けて、各イラストについて詳細に積算したことにより、当事者間の平衡を図ったといえる。

(4) 実務上の示唆

本件のように、イラストや写真、デザインといった美術の著作物を他人のために制作し、提供することを業とする者が、顧客との間で十分な協議のないまま契約し、あるいは契約の解釈に疑義がある状態で業務を請け負うことは、実務上散見される。この場合、著作物は利用されることを前提として提供されるのであって、著作権法が予定する複製権侵害は本来的には生じないはずであり、複製の範囲を契約で明確に定めるべきであろう。

さらに、著作権法が著作者に著作者人格権を付与した理念は著作者の人格的利益の保護であって、これは著作物が著作者の人格の発露であるという立法当時の大前提に基づくのではあろうが、本件のように、いわゆるアーティストではなく業としてイラストを提供する者が対価を得て提供義務を完了した後、顧客との契約の内容が意に沿わないものとなったことを理由に著作者人格権を行使するという事態には、やはりどこかに違和感を禁じ得ない。これとても契約不履行の一形態として処理し得ると考えると、契約当事者間の十分な協議こそが、かような訴訟を回避する鍵であると思える。

以上
(原稿受領 2017. 6. 30)